

第 3 章

災害応急対策

第 1 節 活動体制の確立

第 1 項 県災害警戒本部

1 県災害警戒本部の設置

県では、奄美市、龍郷町に大雨洪水警報が発表された11月2日午前7時6分から職員を招集して情報連絡体制に入り、同日7時40分、奄美市、龍郷町が災害警戒本部を設置したのに合わせ、大島地方災害警戒本部を設置した。また7時56分には、大和村、宇検村、瀬戸内町に大雨洪水警報が発表され、瀬戸内町古仁屋では、9時8分までの1時間に143.5ミリの記録的短時間大雨が観測されたことから10時には、県災害警戒本部を設置し、災害発生の警戒に当たった。

2 県災害警戒本部の対応

(1) 気象情報の収集・伝達

気象情報はウェザーニューズの気象端末でレーダーアメダスの解析雨量を監視し、鹿児島地方気象台が発表する府県気象情報や土砂災害警戒情報、河川洪水等は防災情報提供装置により収集し、関係市町村、消防、大島支庁等へ防災情報ネットワークシステムで伝達した。

(2) 被害情報収集

各市町の情報収集

大島支庁からの電話やFAX、メールなどによる報告を取りまとめた。

また、市町村へ直接問い合わせるなどし、正確な情報収集に努めた。

ライフラインの被害情報

停電情報については、九州電力鹿児島支社から、FAXにより報告を受けた。

公共施設被害や農業被害等

公共施設や農業、商工業等の被害については、庁内関係課が情報収集した。

(3) 報道発表等

各市町村の被害や、ライフライン被害、庁内主管課が情報収集した公共施設等被害状況等を危機管理防災課がとりまとめ、青潮会へ記者発表し、県ホームページでも公表した。

同発表は、11月2日9時30分現在の発表を最初に、12月7日9時現在まで、合計15回行った。

第 2 項 県水防本部

11月2日 7時6分、鹿児島地方気象台名瀬測候所から奄美市及び龍郷町に大雨洪水警報が発表されたため、県は水防待機を開始し、鹿児島地方気象台と連絡を緊密にし、大島支庁建設部やその他関係機関に警報について通報し、水防について万全を期するよう指示した。また、10時に災害警戒本部が設置されたため、関係機関及び庁内関係各課との調整をはじめとする水防業務の遂行に努めた。

第 3 項 市町村災害警戒本部及び災害対策本部

今回の災害では、奄美市及び龍郷町が災害警戒本部を、瀬戸内町が災害対策本部を設置し、災害の予防及び応急対策を行った。

なお、各市町村の設置状況については、次表のとおりである。

市 町 村	警 戒 本 部	対 策 本 部
	設 置	設 置
奄 美 市	11/2 7:40	
龍 郷 町	11/2 7:40	
瀬 戸 内 町		11/2 8:00

第 2 節 避難勧告，指示の発令

今回の豪雨災害で，瀬戸内町が町内全域に避難勧告を発令した。

1 避難勧告

市町村名	地区名	発令日時	避難対象者数	
			世帯	人数
瀬戸内町	全域	11/2 9:20	5,491	9,992
合計			5,491	9,992

第3節 通行規制

今回の大雨に起因する国道・県道の通行規制総箇所数は30箇所で、ピーク時の11月2日には全面通行止め26箇所、片側交互通行4箇所の通行規制を行った。

特に奄美大島の蘇刈古仁屋線及び加計呂麻島の安脚場実久線のいたるところで、路肩欠壊、法面崩壊が発生し、孤立集落が発生するなど多大な影響を与えた。

発生から5日後の11月7日には、全面通行止め（時間規制を含む）が2箇所、片側交互通行が5箇所までに復旧したものの、全面通行止めが解消されたのは12月13日であった。



一般県道 蘇刈古仁屋線 瀬戸内町嘉鉄地内



一般県道 蘇刈古仁屋線 瀬戸内町蘇刈地内

第4節 第十管区海上保安本部の活動

第1項 救助体制の確立

平成23年11月2日7時6分 奄美市等に大雨洪水警報が発表され、その後7時40分 土砂災害警戒情報も発表された。各種災害の発生が予想されたことから、同日8時 奄美海上保安部、古仁屋海上保安署に「奄美大島集中豪雨警戒配備」を発令し、豪雨災害に係る救難即応体制を確立した。

第2項 救助活動

1 対応（活動状況）

巡視船艇3隻により救難即応体制を執る。

2 救助（搬送）等状況

(1) 瀬戸内町の要請に基づき、土砂崩れのため道路が寸断され孤立状態にある集落に水、食料等救援物資の緊急輸送を実施した。

11月4日 巡視艇うけゆりにより古仁屋港から加計呂麻島瀬相、三浦地区

11月5日 巡視艇うけゆりにより古仁屋港から加計呂麻島阿多地、須子茂、嘉入、西阿室地区

(2) 県からの要請に基づき、巡視船かいもんにより、土砂崩れにより道路が寸断している奄美市住用町青久地区における急患男性（78歳）、その妻、医師の3名を同地区地先海岸から古仁屋港まで搬送（4日19時40分 青久出発、4日20時56分 古仁屋港入港、21時2分 救急車に引継ぎ）

3 勢力

(1) 2日 巡視船艇3隻

(2) 4日 巡視船艇2隻

(3) 5日 巡視船艇1隻

* 期間中延べ巡視船艇6隻が出動

4 その他

2日20時「奄美大島集中豪雨警戒配備」を解除



西阿室港での救援物資引渡し状況



急患輸送中の巡視船船内の状況

主な対応内容

日付	時間	実際に実施した対策
11/2	8:00	奄美海上保安部，古仁屋海上保安署に「奄美大島集中豪雨警戒配備」発令
	20:00	「奄美大島集中豪雨警戒配備」解除
11/4	11:00	瀬戸内町の要請に基づき，巡視艇うけゆりにより土砂崩れのため道路が寸断され孤立状態にある加計呂麻島瀬相，三浦地区に水，食料等救援物資の緊急輸送を実施
	16:00	県からの要請に基づき，巡視船かいもんにより土砂崩れにより道路が寸断している奄美市住用町青久地区における急患男性（78歳），その妻，医師の3名を同地区地先海岸から古仁屋港まで搬送
11/5	10:55	瀬戸内町の要請に基づき，巡視艇うけゆりにより土砂崩れのため道路が寸断され孤立状態にある加計呂麻島阿多地，須子茂，嘉入，西阿室地区に水，食料等救援物資の緊急輸送を実施

第 5 節 警察の活動

第 1 項 警備体制の確立

平成23年11月2日午前7時6分、奄美市及び龍郷町に大雨洪水警報が発表されたことから、同日午前7時20分、警備部長を長とする「県警察災害警備本部」を設置した。

第 2 項 警備活動

1 瀬戸内警察署

- (1) 瀬戸内警察署員2人は、瀬戸内町役場周辺の冠水現場に出動し、交通規制を実施した。
- (2) 瀬戸内警察署員5人は、瀬戸内町古仁屋小学校前交差点の冠水現場に出動し、交通規制を実施した。
- (3) 瀬戸内警察署勝浦駐在所員は、瀬戸内町阿木名の土砂崩れ現場に出動し、交通規制を実施した。
- (4) 瀬戸内警察署員10人は、瀬戸内町古仁屋に出動し、行方不明事案の搜索活動を実施した。
(捜査により行方不明事案は、誤報と判明)
- (5) 瀬戸内警察署員は、警察署管内の行政機関と連携し、被害状況調査活動及び住民の安否確認活動を実施した。

2 奄美警察署

奄美警察署員は、警察署管内の行政機関と連携し、被害状況調査活動及び住民の安否確認活動を実施した。

主な対応内容

日付	時間	災 害 警 備 活 動
11/2	7:20	警備部長を長とする「県警察災害警備本部」設置
	8:20	瀬戸内警察署員 2 人は、瀬戸内町役場周辺の冠水現場に出動し、交通規制を実施
	8:49	瀬戸内警察署員 5 人は、瀬戸内町古仁屋小学校前交差点の冠水現場に出動し、交通規制を実施
	9:00	瀬戸内警察署員 10 人は、瀬戸内町古仁屋に出動し、行方不明事案の捜索活動を実施（捜査により行方不明事案は、誤報と判明）
	9:35	瀬戸内警察署勝浦駐在所員は、瀬戸内町阿木名の土砂崩れ現場に出動し、交通規制を実施

第 6 節 大島地区消防組合の活動

大島地区消防組合（以下「組合」という。）は、奄美市、喜界町、龍郷町、瀬戸内町、大和村及び宇検村の 1 市 3 町 2 村で構成される。

平成23年11月1日夜から 2 日朝にかけて非常に発達した雨雲がかかり、奄美大島南部を中心に各地で 1 時間に100ミリを超える猛烈な雨に見舞われ、土砂崩れや冠水による道路の通行止めが相次いだ。

特に、瀬戸内町古仁屋では、2 日午前 9 時 8 分までの 1 時間に観測史上最多の143.5ミリを観測し、同町は 2 日9時20分、町全体の5,491世帯9,992人に避難勧告を発令した。

瀬戸内分署管内では、午前 7 時頃から警戒活動、災害調査を実施する。瀬戸内町古仁屋では、土砂崩れ、道路の冠水、住宅の床上浸水が相次ぎ住民や自動車の孤立が発生したことから、職・団員で避難誘導、救出活動にあたる。

瀬戸内町の加計呂麻島では、河川の氾濫・がけ崩れが相次ぎ集落が孤立するなど被害が拡大し、住民の避難も難しい状況であった。その後被害状況は、ますます拡大の一途をたどり、がけ崩れ、道路冠水等の通報が相次ぎ入る。

名瀬署管内及び住用分駐所管内では、6時55分頃から警戒活動、災害調査を実施する。

奄美市名瀬の南部に位置する朝戸地区で、土砂崩れや道路の冠水により住民や自動車の孤立が発生したことから、職・団員で避難誘導、救出活動にあたる。

2 日6時50分に、消防警戒本部を設置し、7時40分には、奄美市、瀬戸内町、大島支庁に警戒本部が設置され、8 時に週休者を招集し警戒配備にあたる。10時には県災害警戒本部が設置された。

- 1 11月4日15時50分頃、奄美市住用町青久集落において救急事案が発生するが、豪雨災害の影響により青久集落の 3 km手前の道路で土砂崩れが発生し車両の通行が出来ないため、職員 4 名、市職員 1 名、診療所医師 1 名の計 6 名で青久集落まで歩いて行き、傷病者に接触する。診療所医師が、傷病者の状態を観察したところ血圧低下の所見が診られ、道路状況からも陸路搬送は不可能と判断。現場からの要請により、奄美海上保安部へ連絡し巡視船での傷病者の搬送を依頼、海上保安部職員がゴムボートにて接岸し傷病者を収容する。その後、瀬戸内町古仁屋港へ搬送し瀬戸内分署救急車にて病院へ搬送する。

2 豪雨災害における活動状況
消防隊

		11月2日
名 瀬	件 数	3
	人 員	9
	台 数	3
笠 利	件 数	0
	人 員	0
	台 数	0
龍 郷	件 数	1
	人 員	2
	台 数	1
住 用	件 数	1
	人 員	3
	台 数	1
大 和	件 数	0
	人 員	0
	台 数	0
宇 検	件 数	3
	人 員	4
	台 数	1
瀬戸内	件 数	7
	人 員	30
	台 数	10

主な対応内容

日付	時間	実際に実施した対策
11/2	6:50	消防警戒本部設置
	6:55	奄美市消防団名瀬東部方面隊古見方分団招集（18名） 奄美市名瀬西仲勝地区浸水のため、救助工作車警戒調査出向
	7:00	住用消防分駐所職員招集（住用消防分駐所のみ）
	7:06	大雨洪水警報発表
	7:08	奄美市消防団住用方面隊警戒招集（各分団）
	7:14	奄美市名瀬朝戸，田原自動車付近冠水 警察により交通規制
	7:19	奄美市住用町西仲間，よってみ亭～住用診療所前冠水のため，車両進入不可
	7:24	奄美市住用町西仲間，市営住宅床上浸水
	7:25	奄美市住用町城トンネル付近土石流情報有り。 奄美市住用町城集落囑託員へ土石流が発生しているため，避難放送を依頼する。 奄美市名瀬朝戸集落浸水。体の不自由な方が救出できない連絡あり。
	7:30	奄美市名瀬朝戸 岸田商店裏の住居，80歳代の体の不自由な要救助者の救出にあたる。
	7:37	（大型車両は通行不可との情報で現場に向かう。 救助工作車3名）
	7:40	奄美市住用総合支所へ前進待機移動（住用水槽車，指揮車） 奄美市警戒本部設置 災害警戒本部設置（大島支庁） 奄美市，龍郷町に土砂災害警戒情報発表
	7:45	鹿児島県防災波開局 奄美市名瀬朝戸 岸田商店裏住居，要救助者救出
	7:46	瀬戸内町節子にて床下浸水報告
	7:50	奄美市名瀬西仲勝 床上浸水（消防団 ポンプによる排水） 奄美市住用町防災無線放送（自主避難放送）
	7:58	奄美市名瀬朝戸集落，15名朝戸集会場へ避難済み。 奄美市名瀬朝戸集落の冠水は水位が下がり始めたとの連絡あり。
	8:05	奄美市住用町和瀬集落住民，消防団により和瀬集会場に避難済み。
	8:08	名瀬本署週休者へ招集メール送信
	8:09	瀬戸内分署週休者に招集連絡
	8:10	瀬戸内町嘉鉄簡易郵便局より床下浸水報告 奄美市警戒本部へ本部職員1名出向
	8:20	奄美市住用町 マングローブパーク前道路通行止め。
	8:21	瀬戸内分署指揮車 嘉鉄集落へ床下浸水調査のため出向
	8:26	奄美市名瀬西仲勝～前勝間，土砂崩れ有。車両通行不可
	8:30	瀬戸内分署指揮車 嘉鉄がけ崩れ通行止め。徒歩にて調査

日付	時間	実際に実施した対策
11/2	8:32	瀬戸内分署タンク車 市街地パトロール 出向 瀬戸内分署指揮車 嘉鉄～清水間がけ崩れ 指揮車他車両5台孤立
	8:34	マネン埼にて避難
	8:39	奄美市住用町防災無線放送(土砂災害警戒)
	8:40	奄美市住用町防災無線放送(城トンネル通行止め) 奄美市名瀬西仲勝～小湊間, 車両通行不可
	8:45	奄美市名瀬小湊～名瀬勝間, 車両通行不可 瀬戸内町 国道阿木名～古仁屋間通行止め。 瀬戸内町 伊須～蘇刈通行止め報告
	8:49	瀬戸内町加計呂麻分駐所全職員招集
	8:50	瀬戸内地区消防団員招集
	8:55	瀬戸内町ジョイフル前交差点 車両通行不可 瀬戸内町へき地診療所裏 土砂崩れ 入院患者の搬送依頼 瀬戸内町高岳 福原アパートがけ崩れ人が取り残されている連絡
	8:58	住用分駐所職員2名を除き奄美市住用総合支所にて待機中
	9:01	奄美市名瀬古田町で土砂崩れ 市土木課が対応中
	9:04	瀬戸内分署タンク車 へき地診療所到着
	9:05	瀬戸内分署ジープ車 市街地パトロール 出向
	9:10	奄美市名瀬鍋又 通行可能確認(救助工作車)
	9:14	瀬戸内町 国道58号通行止め。
	9:15	瀬戸内町船津 三角公園付近土砂崩れ確認 通行不可
	9:16	本部司令車2号 奄美市名瀬西仲勝地区調査出向 瀬戸内町 床下浸水 連絡有り。
	9:20	瀬戸内町 クロネコ宅急便前 冠水連絡あり。 奄美市名瀬西仲勝地区警戒調査終了(救助工作車帰署)
	9:24	瀬戸内町 瀬戸内町へき地診療所到着(自衛隊16名)
	9:35	瀬戸内町へき地診療所入院患者(11名)自衛隊車両にて瀬戸内徳洲会 病院へ搬送開始
	9:38	瀬戸内町大湊 海峡付近土砂崩れ 須手方面通行不可
	9:39	瀬戸内町古仁屋市街地全域避難勧告 瀬戸内町嘉鉄集落避難誘導中(職員2名)
	9:45	瀬相公民館冠水のため避難不可の連絡あり。 奄美市警戒本部より 奄美市住用町市～戸玉間通行止め連絡あり。
	9:47	奄美市住用町市 住宅1棟床上浸水情報あり。
	9:50	瀬戸内町 創価学会避難所開設
	9:55	救助要請 瀬戸内町小学校付近の川に人が流されたとの情報あり。 奄美市住用町 戸玉～市線 片側通行可との連絡あり。

日付	時間	実際に実施した対策
11/2	10:00	県災害警戒本部設置
	10:02	本部司令車1号 住用方面に現場確認のため出向 奄美市住用町 戸玉～市線 通行止め連絡あり。 奄美市名瀬住用町 役勝川氾濫し下役勝国道通行止め。
	10:18	瀬戸内町 加計呂麻水槽車 警戒調査出向
	10:20	瀬戸内町へき地診療所～瀬戸内徳洲会病院へ転院依頼あり。
	10:22	奄美市名瀬朝戸方面通行可能連絡あり。
	10:23	瀬戸内町へき地診療所～瀬戸内徳洲会病院へ搬送開始(2名)
	10:35	瀬戸内町嘉鉄集落避難完了連絡あり。 奄美市住用町 和瀬集落住民 公民館より自宅に戻る連絡あり。
	10:37	奄美市住用町城 金久田橋～森元宅道路 がけ崩れ情報あり。
	10:40	瀬戸内分署ジープ車 市街地パトロール 帰還
	10:50	瀬戸内分署ジープ車 山郷地区パトロール 出向 奄美市住用町役勝国道通行可連絡あり。
	10:56	奄美市住用町マングローブパーク前歩道より10cm冠水(通行可)
	11:05	瀬戸内町 川に流された救助要請の件 無事だったとの報告あり。 奄美市住用町 住用診療所前国道通行可連絡あり。
	11:08	奄美市住用町 マングローブパーク前国道通行可連絡あり。 救急出場 奄美市住用町見里からの人工透析患者中継搬送(名瀬救急車)
	11:10	住用分駐所指揮車 透析患者搬送のため出勤(住用町見里)
	11:14	奄美市住用町城トンネル緊急車両のみ通行可連絡あり。
	11:15	本部司令車2号 西仲勝地区調査終了 帰署 名瀬署特命者以外の乙部週休者解散
	11:30	奄美市住用町 奄美体験交流館に瀬戸内町民35名避難中の連絡あり。
	11:31	奄美市名瀬西仲勝地区, 片側通行解除, 全面通行可連絡あり(大島支庁)
	11:40	瀬戸内町伊須集落 避難完了
	11:44	奄美市住用町 マングローブパーク～役場間 片側通行可連絡あり。
	11:51	瀬戸内町 西阿室～瀬相 土砂崩れ 通行止め連絡あり。
	12:00	名瀬救急車 住用町見里からの人工透析患者搬送から帰署 本部司令車1号 住用方面現場確認終了 帰署
	12:09	名瀬署特命者解散
	12:15	瀬戸内分署ジープ車 伊須着 職員2名合流 蘇刈へ。
	13:05	本部職員1名 市警戒本部から帰署 瀬戸内町加計呂麻須子茂集落より古仁屋市街地までの搬送依頼あり。 停電により電動式酸素吸入器が使えず, 道路もがけ崩れで搬送手段が

日付	時間	実際に実施した対策
11/2	13:05 13:35 13:50 14:09 14:10 14:53 15:40 17:00 18:00 18:30 19:40 20:00 20:30 22:00	無いため、瀬戸内分署救急車2号 出場 名瀬署甲部週休者解散 名瀬署非番週休者自宅待機 住用分駐所 職員3名 住用管内警戒パトロール 出向 瀬戸内町蘇刈集落 ほぼ全世帯床上浸水 公民館へ避難 奄美市住用町 城トンネル通行可連絡あり。 奄美市住用町 城トンネル全面通行止め解除 住用分駐所 職員3名 住用管内警戒パトロール終了 帰署 奄美市住用町 戸玉～市 片側通行可連絡あり。 消防警戒本部解散 瀬戸内町蘇刈集落孤立 68世帯97名固定電話は不通，携帯電話は通話可能である旨県危機管理局より連絡あり。 奄美市災害警戒本部廃止 奄美地方大雨警報から注意報へ切り替え。 瀬戸内町 避難勧告解除 奄美地方土砂災害注意報を解除 瀬戸内分署 職員解散（署長，週休者） 県災害警戒本部解散

第 7 節 日本赤十字社鹿児島県支部の活動

第 1 項 救援体制の確立

奄美大島南部を中心とする大雨の情報を受け、平成 23 年 11 月 2 日 9 時 30 分に「日本赤十字社鹿児島県支部災害警戒本部」を設置し、情報収集を行いながら救援体制を整えた。

第 2 項 救援物資

日赤奄美市地区、大島地区、瀬戸内町分区から情報を入手し、要請を受けた救援物資の補充について対応した。

今回使用した救援物資は次表のとおりである。

品名	毛布	緊急セット	見舞品セット	タオルケット	ブルーシート
数量	396	221	221	221	221

第 3 項 連絡調整員の派遣

11 月 2 日、鹿児島新港発のフェリーで、被害状況等の情報収集と救援物資の補充のため、連絡調整員を派遣した。連絡調整員は、日赤大島地区、奄美市地区担当者と共に奄美市住用地区と瀬戸内町を主に、ニーズの調査と情報収集にあたった。

日付	時間	実際に実施した対策
11/2	9:30	日本赤十字社災害警戒本部を設置し，情報収集を開始
	11:30	日赤奄美市地区より救援物資の補充要請があり，事務局で輸送等について検討し，連絡調整員を派遣することを決定
	13:20	日赤瀬戸内町分区より，床上浸水等の被害で救援物資が大量に必要ななどの連絡を受ける。
	14:40	日赤大島地区と連絡を取り，補充分が到着するまで島内の備蓄救援物資を相互融通して対応することを依頼
	15:00	奄美大島へ派遣する車両に救援物資を積み込む。 毛布 100，緊急セット 36，見舞品セット 40，タオルケット 40，ブルーシート 40
	16:15	連絡調整員が日本赤十字社鹿児島県支部を出発
11/3	5:30	連絡調整員がフェリーで名瀬港に到着
	5:45	日赤奄美市地区に救援物資を搬入 情報収集と今後の動きについて協議
	10:15	連絡調整員が日赤大島地区，奄美市地区担当者と共に奄美市住用地区，瀬戸内町に向け名瀬を出発
11/4	9:30	連絡調整員が日本赤十字社鹿児島県支部に帰還
	13:00	日赤大島地区，瀬戸内町分区から救援物資の追加依頼を受ける。 毛布 200，緊急セット 150，見舞品セット 200，タオルケット 200，ブルーシート 200

第 8 節 災害救助法の適用

災害の発生以降，各市町から県に報告された被害状況報告に基づき，災害救助法の適用基準に達した瀬戸内町に対して，災害救助法の適用を決定した。

(法適用日：平成23年11月2日)

(1) 災害救助法の適用状況

(住家滅失世帯数は，全壊 1，半壊 1 / 2，床上浸水 1 / 3 換算)

区 分	被害程度(世帯)			住 家 滅 失 世 帯 数	人 口 (平成22年国調)	法 適 用 基 準 滅 失 世 帯 数	適 用 根 拠
	住家 全壊	住家 半壊	床上 浸水				
瀬戸内町	0	145	15	53	9,874	40	令第1条第1項第1号

(2) 災害救助の主な救助種目の実施状況

区 分	瀬戸内町	
避難所の設置	設置数(最大)	9 箇所
	収容延人員	408 人
	開設期間	11/2 ~ 11/8
炊出し等の 食品の給与	延給食数	408 食
	実施期間	11/2 ~ 11/8
飲料水の供給	367 人	
被服寝具等生活必需品の給与	160 世帯	
住宅の応急修理	74 世帯	
学用品の給与	教科書・教材	1 人
	その他学用品	18 人
	計	19 人
障害物の除去	— 世帯	

(3) 災害救助に要した経費（国庫補助対象分）（平成24年2月29日現在）

種 目 別 区 分	員 数	単 価（円）	金 額（円）
1 救助業務に要した経費			17,780,038
(1) 収容施設供与費			
避難所設置費			
民間賃貸住宅貸与費			
(2) 炊出しその他による食品給与費	408	2,326	948,880
(3) 飲料水の供給	367	344	126,420
(4) 被服寝具等生活必需品給与費	160	11,535	1,845,600
(5) 住宅の応急修理	74	184,450	13,649,294
(6) 学用品の給与費	19		77,673
小学校児童	12	3,899	46,793
中学校生徒	4	4,180	16,720
高等学校生徒	3	4,720	14,160
(7) 障害物の除去費			
(8) 輸送費			1,132,171
2 救助事務に要した経費			4,240,247
合 計			22,020,285

第 9 節 給水活動

水道の断水は、飲料水をはじめ炊事、洗濯、トイレ等、住民の生活用水の確保に障害を与えたが、速やかな応急復旧作業により断水時間が短時間で解消されたため、応急給水活動には及ばなかった。

第10節 感染症予防，食品衛生対策

第1項 防疫活動

1 被害状況の把握

今回の災害は，感染症の発生しやすい時期であったことから，被災地域の防疫活動は，迅速，かつ万全を期して行う必要があった。

このため，災害発生と同時に県は，保健所を通じ関係町と緊密な防疫活動情報の収集を行った。

2 消毒薬等の確保

被害が広域的かつ甚大であり，大量の消毒薬の確保が必要であったことから，県では，保健所を通じて，町の備蓄状況の把握等を行った。

3 町に対する指導・指示及び支援

県は災害発生時に保健所を通じ，町に対し次の指示を行った。

被災状況を的確に把握し，効果的な計画による対応を行うこと。

被災住民に対し，次のような防疫上の広報活動を行うこと。

ア 生水の飲用禁止

イ 手洗いの励行

ウ 下痢及び腹痛等の症状のある者の医療機関受診

被災家屋の消毒等の実施

ア 床下及び床上浸水家屋の速やかな消毒の実施

イ 防疫必携の規定に準じた消毒方法による消毒

ウ ねずみ族，昆虫等の駆除

4 感染症予防事業費県費負担金の対象町及び金額（見込み）

市町村名	県負担金額（円）
瀬戸内町	857,771

第2項 食品衛生対策

食品衛生営業関係施設の被害による食品衛生上の危害の発生を防止するために，汚染された食品や停電により腐敗・変敗した不良食品などを排除するとともに，施設内を清掃消毒するよう指導した。

また，公民館等での炊き出し等に対する衛生指導とともに，手洗い消毒の励行，食器，調理器具の洗浄消毒，食品の衛生的な取扱い及び使用水の衛生管理について指導を行い事故の発生を防止した。

第 1 1 節 ごみの除去

今回の豪雨災害では、瀬戸内町で、粗大ごみや家電製品、畳、家具等の災害廃棄物が大量に発生した。

同町では、発生した災害廃棄物を仮置き場に一時保管後、平成24年1月までに全ての処理を終えた。

被災市町村の災害廃棄物処理状況

市町村名	災害廃棄物量 (kg)	ごみ処理費(千円)
瀬戸内町	266,400	13,769

第 1 2 節 被災商工業者に対する相談窓口の設置

被災中小企業者等の災害復旧と経営安定を図るため、9月の豪雨から引き続き、被災した中小企業者に対して商工労働水産部経営金融課内に設置した相談窓口により対応するとともに、商工団体・保証機関等に対して、被災した中小企業者からの相談等へのきめ細やかな経営支援を依頼した。

第 1 3 節 文教関係

児童生徒の教科書の確保

児童生徒の教科書の被害について実態を調査し，被災状況を把握すると共に，授業に影響を及ぼさないように努めた。

1 公立小中学校

教科書の給与状況及び被災児童生徒は次のとおりである。

なお，これらの教科書の給与については，11月中に完了した。

(H 23.11.29最終)

区 分		児童生徒数						給与冊数		
		小		中		計		小 (冊)	中 (冊)	高 (冊)
		学 校 数 (校)	児 童 数 (人)	学 校 数 (校)	生 徒 数 (人)	学 校 数 (校)	生 児 徒 童 数 (人)			
用 災 市 害 町 救 村 助 法 適	瀬戸内町	1	1	0	0	1	1	11	0	0
合 計		1	1	0	0	1	1	11	0	0

2 公立高等学校

公立高等学校に在籍する生徒で被害に遭い，教科書の補給を受けたものはいなかった。

第 1 4 節 ボランティアの活動

建設業関係団体の活動

1 活動内容

平成23年11月2日の豪雨災害においては、広域かつ甚大な被害が発生したことから、（社）鹿児島県建設業協会奄美支部は、大島支庁と平成19年4月12日に締結した「大規模災害時における応急対策に関する細目協定」に基づき、被災直後の危険な状況の中で、公共土木施設の被害の把握、主要道路の土砂・障害物の除去、土のう設置等の速やかな初動対応を図るとともに、町道や林道も含め各地で寸断する道路や河川等の応急工事や主要道路の交通の確保及び二次災害の防止措置等により地域住民の安心・安全の確保に貢献した。

また、協定に基づく活動以外でも、地域において道路清掃や被災した家屋の復旧活動等を行い、早期の災害復旧に寄与した。



土砂除去状況（瀬戸内町嘉鉄地内）

(8) 2011年(平成23年)11月6日 日曜日 奄美

市街地の土砂撤去

瀬戸内建設業協ボランティア
砂ほこり被害を抑制

瀬戸内町の市街地では、豪雨災害による土砂災害の影響が深刻化している。市街地の土砂撤去作業は、ボランティアの協力で進められている。作業は、土砂の除去と、砂ほこり被害の抑制が中心となっている。ボランティアは、土砂の除去作業を行い、砂ほこり被害を抑制している。また、土砂の除去作業は、ボランティアの協力で進められている。作業は、土砂の除去と、砂ほこり被害の抑制が中心となっている。ボランティアは、土砂の除去作業を行い、砂ほこり被害を抑制している。



市街地と手作業で土砂を撤去する会員ら

11月6日 奄美新聞

(参考) 災害応急対策時における県の主な対応内容

【危機管理局】

日付	実際に実施した対策	関係課
11/2	大雨洪水警報発表に伴い情報連絡体制 災害警戒本部及び大島地方災害警戒本部設置 気象情報及び被害情報の収集 被害状況の定時発表開始	危機管理防災課

【総務部】

日付	実際に実施した対策	関係課
11/4	奄美市に所在する私立学校（専修学校2校）に対し，電話にて被害状況の聞き取り調査実施	学事法制課

【保健福祉部】

日付	実際に実施した対策	関係課
11/4	災害救助法の適用を決定（適用日：11月2日） ・瀬戸内町（災害救助法施行令第1条第1項1号）	社会福祉課

【商工労働水産部】

日付	実際に実施した対策	関係課
11/4	・金融機関等に対し，被災者への特段の配慮を依頼	経営金融課

【農政部】

日付	実際に実施した対策	関係課
11/4	農業協同組合に対する要請 被災者に対する貯金の払戻，貸出金の返済猶予や共済金の支払，共済掛金の払込猶予等に関し，適切な措置を講ずるよう要請	農業経済課